

簿記教育上の「袖のボタン」

横浜国立大学経営学部准教授 原 俊雄

1. はじめに

わが国で最も標準的な簿記の入門書といえば、明治期以来の簿記教育の集大成ともいえる高等学校の教科書であろう。現在、実教出版の2冊を含む計3冊の教科書が出版されているが、いずれも学習指導要領に従い標準化された教育内容となっている。学習指導要領解説によれば、直近の改訂において、簿記を学ぶ必要性を認識させるために、簿記の歴史についての内容が加わり、歴史を通して簿記の不易性や普遍性についても触れられるようになった。

確かに複式簿記には、不正・誤謬の防止、目的合理性、資源節約等、いわば商人の文化的・知的遺伝子が溢れており（安藤 [2001]）、その不易性や普遍性は高く評価されるべきものである。しかし、不易であるが故に、あまり意味のない慣習までもが継承されている感は否めない。

かつて、アメリカ会計学の泰斗、Hatfield [1940] は、「会計トリビア」と題して、簿記・会計上の実益に乏しい慣習を、紳士服の袖のボタンに喩えて批判した。わが国でも先達による同様の議論が見られるが、多くの慣習は簿記上の決まり事・約束事として、その意味や根拠を示すことなく教示されているのが現状であり、このことが近年の簿記離れの一因になっているとも考えられる。

そこで本稿では、高等学校の教科書でもおなじみの事柄を中心に、簿記教育上の「袖のボタン」について再検討してみたい。

2. 仕訳帳にまつわる慣習

会計帳簿は商法・会社法上の証拠書類となっており、10年間の保存と訴訟時の裁判所への提出が義務づけられているため（商法19、会社法432～434）、その記入形式について多くの決まり事がある。

(1) 『諸口』とは何か

仕訳帳に複合仕訳を行う際、複数科目が並んだ上の行に「諸口」と記入し、借方が複数科目、貸方が一科目の場合には、例外的に貸方科目を上の方に記入することになっている。しかし、教科書にその理由についての説明はなく、指導資料において一行分アキを作らないためであることが説かれている。

この点について、本邦初の簿記書『帳合之法』の原書では、諸口 (sundries) の使用によって元帳での勘定科目の列挙を回避できると説明されている。

また、ほぼ同時期に文部省から出版された『馬耳蘇氏複式記簿法』の原書では、諸口は単なる前置きであると述べられている。Marshの仕訳帳の形式は今日の貸借二欄式ではなく、下記のような伝統的な一欄式（諸口の明細は摘要欄の内訳に記入）が採用されており、摘要欄も勘定科目だけの記入ではなく、「～は～に対し借方」という叙述的形式で記入されていた。

Sundries	Dr	To Bills Payable.	
(諸口は支払手形に対し借方)			
Thomas Blanchard	……	\$ 1,080 00	
C.C.Marsh	……………	1,230 00	2,310 00

伝統的な一欄式・叙述的形式で複合仕訳を行うと、上の例からも明らかのように、合計額 (\$2,310) で記入される金額欄との対応を考えれば、摘要欄の一行目に金額の一部にすぎない内訳科目を記入することはできないため、二つの科目から構成される借方勘定科目の代用として「諸口」が使用されることになる。

また、貸方を上を書くケースについても、一欄式では問題とならず、二欄式を採用する場合でも、伝統的な叙述的形式によれば、摘要欄の一行目に「諸口は～に対し借方」と記入し、貸方科目の金額を上

の行に記入するのが、ごく自然な記帳方法であって、一行節約しているというわけではない。

すなわち、金額二欄式で、叙述的形式ではなく勘定科目のみを記入する今日のような形式であれば、資源節約という簿記が継承してきた遺伝子を重視する見地からも、諸口と付記する意味はなく、諸口と記入しないのであれば、貸方を上に書く例外的ケースを考慮する必要もなくなるのである。

(2) 勘定科目の括弧書きと小書き

仕訳帳にまつわる慣習には、勘定科目を括弧で囲むというものもある。しかし、海外のテキストや、わが国に多大な影響を与えた明治時代の輸入簿記書には括弧書きは見られない。

括弧書きの仕訳が行われている初期の文献には、東夷五郎『商業簿記』がある。括弧書きの理由について説明はないが、容易に想像がつく通り、日記帳・仕訳帳・元帳の三帳簿制の仕訳帳では括弧を付けず、日記帳と仕訳帳を合併した二帳簿制の仕訳日記帳で括弧を付けていることから、日記と仕訳を区別するための工夫であることがわかる。

このような日記と仕訳の区別は、『帳合之法』、『商家必用』や、明治期に多数の翻訳・抄訳本が出版された Folsom の簿記書では見られない。唯一、Marsh の『複式記簿法』において、必要ではないと述べた上で、勘定科目に赤の下線を引いて日記と区別する方法も説明されている。この下線方式は、一時代を画したといわれる佐野善作『商業簿記教科書』には継承されているが、同時代の下野直太郎、吉田良三の簿記書では括弧書き方式が採用されている。

どのような理由で、Marsh の下線方式が括弧書きへ変わったのか定かではない。ただし、『帳合之法』では、記帳例ではないものの、本文中の仕訳の説明で、“Flour, Dr., To Smith & Sons.” という引用符囲みの仕訳があり、また、明治初期を代表する森下・森島『簿記學階梯』でも、本文中で「(正米ハ)(金銀ニ)」という括弧書きの仕訳の説明が見られる。これらのことから、当初、仕訳の説明上の引用符、括弧書きだったものが、実際の記帳例においても使われるようになったのではないかと推測される。

三帳簿制から二帳簿制への移行に当たり、仕訳が日記(小書き)と同様に叙述的形式で記入され、しかも金額一欄式である場合には、初学者への教育上、両者の区別を明確にする必要があったのかもしれない。しかし、今日のように勘定科目のみの記入で二

欄式の場合、両者の区別は記入行の違いからも一目瞭然であるから、括弧書きに意味はない。

さらに、三帳簿制から二帳簿制への移行は、単なる仕訳帳による日記帳の吸収合併ということではなく、補助簿の充実、さらに特殊仕訳帳への発展を伴う変化である。補助簿を使用しない非現実的な帳簿組織であれば意味があるかもしれないが、取引の明細記録という役割は、通常、補助簿が担っている。

仕訳帳の見出し行は、確かに「勘定科目」欄ではなく「摘要欄」であり、日記帳の名残としての小書きを全否定するものではない。しかし、仕訳そのものが取引の貸借分解だけでなく、文字通り勘定科目による最も簡潔な“journal”，直訳すれば「日記」となっている。あくまでも教育上の配慮として、仕訳と取引の内容を一覧するための小書きはさておき、取引を日記・仕訳と二段階で要約して記帳することに学習上の効果も期待できないであろうし、仕訳の後に小書きという手順は、日記帳→仕訳帳という記帳手順とも逆である。三帳簿制の伝統の継承に重きを置くとしても、小書きは「記入することもできる」程度でいいのではないかと思う。取引の明細を知るために、取引の種類・勘定毎に記入されている補助簿ではなく、すべての取引が発生順に記入されている仕訳帳を参照するのは非現実的であろう。

ちなみに税法上も、仕訳帳に取引の「内容」すなわち小書きを書くことになっているが、このような規則は不要であろう。

3. 元帳にまつわる慣習

(1) 相手勘定科目の記入

総勘定元帳の摘要欄には、仕訳の相手勘定または諸口と記入することになっており、指導書でも摘要欄の記入のしかたを理解させることが教育上の留意点として掲げられている。前出の仕訳帳における諸口という記入も、仕訳帳ではなく元帳での勘定科目の列挙を回避するための措置であり、税法上も相手方の勘定科目を記入することになっている。

明治初頭の『帳合之法』や『馬耳蘇氏記簿法』でも、相手勘定 (opposite Journal expression, opposite part of the Journal entry) の記入として取り上げられており、『帳合之法』では、転記は日付と金額で十分であり、実際には必要ないとしながらも、取引の説明として挿入するのが一般的であると述べられている。

しかし、この慣習は 20 世紀初頭のアメリカでは

一部のテキストを除き、廃れかけていたようである。会計史研究の成果によれば、相手勘定の記入は、元帳に仕丁ではなく相手勘定の元丁を記入し、元帳の検証を相手勘定と元丁を手がかりに行っていた時代の名残であることがわかっている。その後、仕丁によって仕訳帳と照合されるようになり、さらに複合仕訳、特殊仕訳帳からの合計転記によって「諸口」と記入するケースが多発すると、元帳の摘要欄への記入は意味がなくなっていく。

すなわち当初、元帳だけで取引内容を把握できるように、相手科目を含む詳細な記入を行っていたものが、叙述的形式の仕訳帳の合理化と同様、漸次、日記の機能を捨てて計算機能に特化していったのである。近年のアメリカのテキストでは、多くの場合、摘要欄の記入は省略されており、「摘要は仕訳帳にあるため、通常、空欄」と摘要欄に記入しているテキストもある。摘要欄に諸口と記入する無意味だけでなく、たとえ単純取引で相手科目を記入できるケースであっても、仕訳帳と重複する記入は、簿記が培ってきた記帳合理化という見地からすると無用な重複であろう。

ただし、相手勘定の記入を省略するといった場合、問題になるのは決算振替記入である。わが国のテキストでは、収益・費用の諸勘定を損益勘定に振り替える際、複合仕訳を行うにもかかわらず、損益勘定の摘要欄には「諸口」と記入せずに、相手勘定科目ごとに転記することになっている。これは、損益勘定が収益・費用の内容を一覧表示する目的をもつ勘定であるからであり、大陸式簿記法における残高勘定も、資産・負債・資本を一覧表示し、かつ貸借平均により決算手続を検証する目的をもった勘定であることよるとされている。したがって、これまでは少なくとも決算勘定については相手勘定科目の記載が不可欠であると考えられてきた。

これに対して、近年のアメリカのテキストでは、複合仕訳通り合計額で転記する方法が一般的であり、損益勘定に収益・費用の内訳は示されず、勘定の締切と当期純損益の資本の勘定への振替に専念している。財務諸表は損益勘定・繰越試算表（残高勘定）に基づいて作成されるのではなく、決算整理後試算表（または精算表）に基づいて作成され、しかも帳簿決算手続は、財務諸表作成後の手続となっている。これは、帳簿の締切が年次決算のため年一回となるのに対し、月次決算・四半期決算については、整理

記入も含めて簿外の表で行うためである。貸借対照表の作成については問題ないが、損益勘定から損益計算書を作成する場合、月次・四半期決算と年次決算を両立することはできないため、両者とも統一的に簿外の表に基づいて作成し、損益勘定は帳簿を締め切りに専念しているのである。

損益勘定→損益計算書、残高勘定（繰越試算表）→貸借対照表という決算報告手続は、確かに美しい姿ではあるが、そのために複合仕訳の転記に例外的な処理をもたらすだけでなく、損益勘定と月次・四半期、そして年次損益計算との関係を考えると、そろそろ再検討すべき時期ではなかろうか。もちろん、帳簿決算は年次決算に限定し、従来通りの方法で行い、月次・四半期決算は簿外の表で行うという棲み分けが可能ではあるが、帳簿上、決算整理手続までを月次等で行い、決算振替手続については年次決算で行う方法が現実的かもしれない。

（2）帳簿等への赤字記入

帳簿等へ赤字記入（マイナスを意味する赤記を除く）は、これまでも批判されてきた慣習であるが、教科書では実務上、赤で記入しないとしながらも、依然として赤記するように指導されている。赤記の箇所は、損益計算書の当期純損益と、实在勘定の次期繰越記入であり、教科書ガイダンスによれば、純損益については、収益から費用を差し引いた残額を費用の側に記入し、経営活動の結果を明瞭に表示するため、次期繰越記入については仕訳せずに元帳に記入するためであると説明されている（そうであれば開始記入も赤記となるはずである）。

これに対して、『帳合之法』での赤記の対象は、次期繰越記入に限らず、仕訳をせずに元帳に直接記入する損益振替、資本振替、残高振替（当時は残高勘定が設けられていた）における振替元の勘定、ならびに簿外の表の対応する箇所となっている。赤記の理由については、決算振替手続の理解を妨げないようにするという教育上の配慮である旨が説かれており、決算記入を二色刷で目立たせる教育上の工夫なのである。

他方、Marshの『記簿法』においては、人名勘定の締切時に、勘定内の他の記入と区別するために赤記する旨の指示があり、『複式記簿法』においては、『帳合之法』とは異なり、振替仕訳を行うにもかかわらず、实在勘定への残高振替記入だけを赤記すると説明されており、その理由を当該金額は新た

な勘定に繰り越されるからであると述べている。

明治を代表する両書で赤記の対象が異なるのは、『帳合之法』の場合、損益勘定が今日と同様に純粋な決算勘定となっており、振替は実際の取引ではないため赤記の対象としていたのに対して、『複式記簿法』の場合、損益勘定が期中の雑損益勘定を兼ねており、損益振替も取引記録の延長と考えられていたからであろう。

その後の昭和初期の指導書（松本・高橋[1929]）を見ると、現金出納帳の説明に関連し、残高を赤で支出側に記入するように指導されている。その理由については、貸借金額欄の合計を揃えて検算を行うためであるとし、実際の残高は赤記の反対側すなわち収入側にあり、翌期首には本来の位置である収入側に戻す旨が説明されている。複式編を見ると、残高勘定を設けない方法が「英米式(English system)」として説明され、赤記については、単式編と同様に本来の位置の反対側に記入し、仕訳をせずに元帳に記入する例外的記入であることを示すものであるとする。また、理論的に妥当な方法である「大陸式」との「折衷式元帳決算法」として、損益振替と資本振替仕訳を行う現代流の英米式が、当時、広く用いられるようになった英米式の一つとして取り上げられている。そして、この折衷式の英米式を、実務上、最も妥当な方法であると述べ、その理由として、残高振替は取引ではないのに対し、資本振替までは資本の種類に変動を来す一種の内部取引である点、単なる残高の集合である決算残高勘定は勘定として意味がない点、さらに繰越記入と異なり、損益振替は誤記脱漏を生じやすいという点を挙げている。

このように、赤記の源流には、仕訳が行われない決算振替記入のすべてを対象とするものと、仕訳の有無ではなく実在勘定への残高振替記入のみを対象とするものがあつたが、大陸式の影響も受けつつ、次第に振替仕訳のない次期繰越記入へと収斂していったものと考えられる。

私の調べた限り、赤記はイギリスのテキストには見られず、どうやらアメリカ発の慣習のようである。ただし、今日のアメリカのテキストには赤記は見られず、実在勘定を締め切らずオープンのままにしておくケースや、特に多く見られるのが、略式のTフォームではあるが、下記のように勘定を貸借平均させずに締め切って、次期に繰り越す方法である。

資産の勘定

	2,000	1,500
残高	500	

どちらの方法であっても、仕訳をせずに記入するという例外的記入、そして本来の位置と反対側への残高の記入は行われておらず、赤記は不要となる。これは、必ずしも手書き簿記を前提とする方法ではなく、略式に過ぎないという批判もあるかもしれないが、名目勘定が文字通り締め切られる勘定であるのに対して、実在勘定は本来、締め切る必要のない勘定であることを具現化しているともいえよう。

4. おわりに

複式簿記の不易性は高く評価されるべきであるとしても、Paciolo時代の記帳技術がそのまま継承されているわけではなく、常に記帳の合理化が図られてきた。今日、コンピュータ会計が普及しているが、簿記教育は万国共通、システムを可視化する手書き簿記が前提であり、今後もそうでなくてはならない。ただし、手書き簿記を学ぶことと、手書き簿記にのみ意味のあつた慣習に固執することは異なる。元帳に相手勘定等を記入するという慣習も、市販の会計ソフトのように自動的に相手勘定等が記入されるプログラムであれば確かに手間はかからない。しかし摘要欄に「諸口」では意味がなく、かといって相手勘定を示すために単純取引に分解するのは本末転倒であり、取引の全貌もわからなくなる。

また、コンピュータ会計時代であっても、手書き簿記を前提とする複合仕訳帳制は、補助簿も含めた帳簿間の関連を理解するために不可欠な教育内容である。しかし、会計ソフトではリアルタイム処理すなわち個別転記が選択可能であるにもかかわらず、バッチ処理すなわち合計転記だけの説明でいいのか、そろそろ再検討すべき時期なのかもしれない。

〔参考文献〕

- ・安藤英義. 2001. 『簿記会計の研究』中央経済社.
- ・Hatfield, H. R. 1940. Accounting Trivia, *The Accounting Review* 15 (3).
- ・松本喜一・高橋福三. 1929. 『高等小學校補習學校簿記指導書』東洋圖書.

なお、本稿は拙稿「簿記教育上の諸問題」『横浜経営研究』（横浜国立大学経営学部）29(1)・(2)、の梗概である。詳細については拙稿を参照されたい。